

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則について

公開日 2012年04月02日

1 規則等の題名

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則（平成24年高知県公安委員会規則第5号）

2 根拠法令・条項

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号）

3 規則等の制定日

平成24年4月1日（日曜日）

4 結果公示の日

平成24年4月2日（月曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号

6 適用除外の理由

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が交付されたことに伴い、当然必要とされる規定の整理であり、意見公募手続きを実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

運転経歴証明書の記載事項の変更があった場合に、裏面備考欄に高知県公安委員会印の押印をすることができるよう、必要な改正をしようとするもの。

8 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部運転免許センター

TEL：088-893-1221（内線251）